## 旅館業(簡易宿所営業)

		許可査定時の確認事項	根拠	適否
構造	設備∙衛	生措置の基準		
[客]	室】に関す	けること		
1		延床面積は、33平方メートル(法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を 満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上である	政令第1条·2·(1)	
2	階層式隔	<b>豪台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。</b>	政令第1条・2・(2)	
3	ごみ箱を	F備えること。	条例第5条・(1)・オ	
4	客室の都	番号又は名称及び定員を表示すること。	条例第5条・(1)・キ	
5		ための窓その他の開口部を有し、衛生的な空気環境を十分に確保できる構造とする だし、これに代わる適当な換気のための設備が設けられている場合は、この限りでな	条例第2条・1・(1)・ア	
6	採光のカ	ための窓その他の開口部を有し、自然光線が十分に採光できる構造とすること。	条例第2条・1・(1)・イ	
7	収容定算	員に応じた十分な広さを有すること。	条例第2条・1・(1)・ウ	
【浴]	室】に関す	けること		
1		役に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	政令第1条·1·(4)	
2	浴室は、	屋外から見通しのできない構造とすること。	条例第2条・1・(2)	
3		を設置する場合】 逆洗浄が十分に行えるものであること。	条例第2条・1・(3)・ア・(イ)	
4		湯又はシャワーを設置する場合】 を用いない構造とすること。	条例第2条・1・(3)・イ	
5		浴槽を設置する場合】 谷槽水と屋内の浴槽水が配管等を通じて混ざらない構造とすること。	条例第2条・1・(3)・カ	
6		を設ける場合】 呆管できる棚、脱衣箱、脱衣籠等を設けること。	条例第5条・(2)・チ	
7		D見やすい場所に、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないよう注意を喚 長示をすること。	条例第5条・(2)・ツ	
令	1	【ろ過器を設置する場合】 浴槽ごとに設置するよう努め、1時間当たりの浴槽水の処理能力は、浴槽の容量以 上であること。	条例第2条・1・(3)・ア・(ア)	
和 2	2	【ろ過器を設置する場合】 浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設置すること。	条例第2条・1・(3)・ア・(ウ)	
年 7	3	原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。	条例第2条・1・(3)・ウ	
月 1	4	循環水は、浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること。	条例第2条・1・(3)・エ	
日以降	(5)	【気泡発生装置等を設置する場合】 点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、空気の取入口から土ぼこりが入らな い構造とすること。	条例第2条・1・(3)・オ	
に新築改装	6	【回収槽を設置する場合】回収槽の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、以下の(1)~(3)を満たす場合を除く。(1)還水管を直接循環配管に接続しない構造である。(2)回収槽は地下埋設をせず、内部の清掃が容易に行える位置又は構造である。(3)回収槽内の湯水の塩素消毒を行う。	条例第2条・1・(3)・キ	
装等する	7	【水位計を設置する場合】 配管内を洗浄および消毒が行える構造又は配管等を要しないものであること。	条例第2条・1・(3)・ク	
る施	8	配管内の浴槽水が完全に排水できる構造とすること。	条例第2条・1・(3)・ケ	
設	9	【調節箱を設置する場合】 清掃が容易に行え、かつ、レジオネラ属菌がその他病原 菌が繁殖しないよう塩素消毒等が行える構造であること。	条例第2条・1・(3)・コ	
	10	貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。	条例第2条・1・(3)・サ	
令 和 2	1	【ろ過器を設置する場合】 1時間当たりの浴槽水の処理能力は、浴槽の容量以上であること。		
年 7 月 1	2	【ろ過器を設置する場合】 浴槽水を当該ろ過器に送るための配管の途中に集毛器を設置すること。		
1日以前	5	【気泡発生装置等を設置する場合】 空気の取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。		
の施設	3·4 6~10	対象外		

その	他、施設設備に関すること		
1	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。	政令第1条⋅2⋅(5)	
2	適当な数の便所を有すること。	政令第1条・2・(6)	
3	便所の位置は、公衆衛生上支障がないと認められる場合を除き、井戸及び調理場(配膳室を含む。)から適当な距離を有すること。	条例第2条・1・(4)	
4	水洗式便所には、別に汚物容器を備えること。	条例第5条・(3)・ウ	
5	便所の手洗設備は、流水式とし、十分に水を供給すること。	条例第5条・(3)・エ	
6	従業者の数に応じて適当な数の私室を設けること。	条例第5条•(9)	
7	適当な救急薬剤及び材料を常時備えておくこと。	条例第5条・(11)	
【照』	度】に関すること		
1	照明設備は、照度を測定するなど保守点検を定期的に行い、故障、破損等がある場合は、 速やかに補修して、宿泊者の安全衛生又は業務上の必要な照度を満たすこと。	条例第5条•(5)	
	との設置場所が、「学校(大学を除く)、児童福祉施設、条例で定める社会教育施設等の 地な施設環境を保持しなければならない施設」からおおむね100mの区域内にある場合		
1	市長は、営業の許可を与える場合には、あらかじめ施設管轄長の意見を求めなければならない。	法第3条·3·4 条例第3条, 第4条	
甘滋	· A 但 fa		
李华	<b>の緩和</b>		
<b>本</b> 年	■の緩和 季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、次に定めるものについては、構造設備の一部の基準について適用を除外される。	政令第2条	
<b>全年</b>	季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるもの	政令第2条	
1	季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、次に定めるものについては、構造設備の一部の基準について適用を除外される。		
1	季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、次に定めるものについては、構造設備の一部の基準について適用を除外される。  1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設	政令第2条 省令第5条·1	
1	季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、次に定めるものについては、構造設備の一部の基準について適用を除外される。  1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設  2 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの		
1 2	季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、次に定めるものについては、構造設備の一部の基準について適用を除外される。  1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設  2 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの  3 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設		
1	季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、次に定めるものについては、構造設備の一部の基準について適用を除外される。  1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設  2 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの  3 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設  4 農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設	省令第5条•1	
1	季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、次に定めるものについては、構造設備の一部の基準について適用を除外される。  1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設  2 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの  3 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設  4 農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設  【適用除外基準】床面積に関すること	省令第5条·1 省令第5条·2	
2 3 4	季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、次に定めるものについては、構造設備の一部の基準について適用を除外される。  1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設  2 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの  3 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設  4 農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設  【適用除外基準】床面積に関すること  【場合によって適用が除外される基準】入浴設備に関すること  【条例第5条】市長は、営業の施設の特性に応じ、公衆衛生上支障を来さないと認める範囲	省令第5条·1 省令第5条·2 省令第5条·3	
2 3 4	季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、次に定めるものについては、構造設備の一部の基準について適用を除外される。  1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設  2 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの  3 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設  4 農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設  【適用除外基準】 床面積に関すること  【場合によって適用が除外される基準】 入浴設備に関すること  【条例第5条】 市長は、営業の施設の特性に応じ、公衆衛生上支障を来さないと認める範囲内で、条例第5条に定める基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。	省令第5条·1 省令第5条·2 省令第5条·3	

<sup>※</sup>床面積:宿泊者が利用し得る部分の面積であって、押入れ、床の間等は含まないが、客室に付属する浴室、便所、板間等は含まれる。